

富山県小規模持続化補助金採択事業者の皆様へ

《特にご留意いただきたい事項》

- ・ 補助事業実施前に「補助事業の手引き」を必ず確認してください。
- ・ 補助事業の内容の変更または経費の配分の変更（※）を希望する場合は、あらかじめ、「補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書」の提出が必要です。
※補助対象経費の区分ごとに配分された額の10%を超える変更（10%を超える変更のうち、経費の流用がなく、かつ、補助金額に変更がない場合を除く。）
- ・ 補助事業期間中に発注・引き渡し・支払等があっても、実際の事業の取組みが補助対象期間外であれば、当該経費は補助対象にできません。補助対象期間中に実際に使用し、補助事業計画に記載した販路開拓等の取組をしたという実績報告が必要です。
- ・ 経費の支払方法は、原則、銀行振込をお願いします。
旅費や現金決済のみの取引を除き、1取引10万円超（税抜き）の支払いは、現金払いは認められません。
- ・ クレジットカードによる支払いは補助対象期間中に口座から引き落としが確認できる場合のみ認められます。
- ・ 証拠書類として、見積書、発注（契約）書、納品（完了報告）書、請求書、領収書（振込の控え）等の写しの提出が必要です。
精算時に証拠書類が確認できない場合は補助対象にできませんので、必ず書面で保管してください。